

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【公開番号】特開2016-73898(P2016-73898A)

【公開日】平成28年5月12日(2016.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-028

【出願番号】特願2014-204591(P2014-204591)

【国際特許分類】

B 01 D 21/01 (2006.01)

C 02 F 1/56 (2006.01)

【F I】

B 01 D 21/01 1 1 1

B 01 D 21/01 1 0 1 A

B 01 D 21/01 1 0 1 Z

C 02 F 1/56 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月19日(2016.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

長朔黄麻、モロヘイヤ、小松菜、三つ葉、水菜、及びほうれん草の少なくともいずれかの植物粉末と高分子凝集剤との混合物を含む造粒物である水浄化剤であって、前記水浄化剤の嵩比重が、0.4 g / cm³以上であることを特徴とする水浄化剤。

【請求項2】

植物が、長朔黄麻、及びモロヘイヤの少なくともいずれかである請求項1に記載の水浄化剤。

【請求項3】

高分子凝集剤が、ポリアクリルアミドである請求項1から2のいずれかに記載の水浄化剤。

【請求項4】

水浄化剤の嵩比重のばらつき（嵩比重の最小値に対する、嵩比重の最大値と最小値との差の割合）が、4.5%以下である請求項1から3のいずれかに記載の水浄化剤。

【請求項5】

水浄化剤における植物粉末と高分子凝集剤との含有量比が、質量比（植物粉末／高分子凝集剤）で、1/1～9/1である請求項1から4のいずれかに記載の水浄化剤。

【請求項6】

水浄化剤が、乾燥植物を粉碎し、数平均粒径が250 μm以下の植物粉末を得る植物粉末製造工程と、前記植物粉末と高分子凝集剤とを混合し、水分を加えて混練し、押出造粒により造粒物を得る造粒工程とを含む製造方法により製造される、請求項1から5のいずれかに記載の水浄化剤。

【請求項7】

請求項1から6のいずれかに記載の水浄化剤を水に溶かし、植物粉末及び高分子凝集剤の分散液を得、該分散液を排水に供することにより排水中の無機系不要物を除去することを特徴とする水浄化方法。